

事前意見記載シート

1. ゾーニング変更に伴い、海釣機能に影響のある事項について

- ボートパークのために、波除堤を新設する計画です。おおまかな新設する箇所は下図のとおりです。
- 新設する波除堤には、海釣機能を付加する計画です。
- 東防波堤は、ボートパークの浮棧橋を設置する場所で、ボートパーク利用者の動線になるため、釣り場としての利用ができなくなります。
- ボートパークの整備には4年程度かかる見込みで、最も早い場合で、令和3年度からの工事となる可能性があります。この場合、東防波堤を現状どおり利用できるのは令和2年度までとなる可能性があります。
- ボートパーク計画位置の変更により、主に海釣用に計画していた駐車場やトイレの位置、お客さんの動線などの再検討が必要となります。
- 遠賀川沿いの将来的な計画については影響がありません。



2. 協議内容

当日の海釣機能専門分科会での審議がスムーズかつ有効に実施できるように、事前に協議する事項とそれに対する皆さんのご意見を事前に考えておいていただけるための用紙となっております。下記事項に記入し、当日ご持参していただきますようお願い申し上げます。

会議出席の際に提出する必要はありませんが、会議に出席できない場合は、担当までメールもしくはFAXにて送付していただきますようお願いいたします。

①施設配置

海釣機能施設として、東防波堤の一部を利用範囲としていましたが、ボートパーク施設ができる場合に海釣りを行うことは難しくなります。そこで新たに整備される波除堤に海釣機能を付与することについてのご意見をください。【釣果や利便性、ボート所有者との関係、波除堤の利用範囲などを考慮して、ご意見ください。】

②整備内容

波除堤に海釣機能が付与されることで、付帯施設や設備の設置条件（海釣専門分科会検討報告書 15 頁参照）を見直す必要性についてのご意見をください。

【トイレ・手洗い場の位置、ベンチの箇所数など】

③新設する波除堤完成までの運用

波除堤設置までには4年程度かかる見込みで、最も早い場合で、令和3年度からの工事となる可能性があります。この場合、東防波堤を現状どおり利用できるのは令和2年度までとなる可能性があります。東防波堤を一般開放するため、付帯設備の整備が必要ですが、1年間しか開放できないこととなります。費用対効果も含め、新設する波除堤完成までの運用についてご意見をください。

④利用料金・利用時間・管理運営方法

以前の検討結果では、『施設及び駐車場利用は無料のため、管理事務所・管理人の設置は行わないが、施設・設備の維持管理は必要になる』としていましたが、波除堤での海釣りは、ボート係留施設が近いため、安全性やボート所有者とのトラブルなどが予測されます。そこで、利用料金や時間、また、管理方法について、新たに検討すべき内容があればご意見ください。

⑤漁協及びプレジャーボート所有者との動線

漁協との動線だけでなく、ボート所有者との動線についても検討する必要があります。動線について、ご意見をください。

⑥その他

その他、何か課題があれば、ご意見ください。